

駿遠(静岡)における関孝和と内山七兵衛永貞の消息

鈴木武雄 (SUZUKI Takeo)

日本オイラー研究所 (元: 掛川市教育センター)

〔要約〕 関孝和その人について判明していることは極めて少ない状況です。そこで駿河国及び遠江国(静岡県中部及び西部地域)における関孝和とその実兄内山七兵衛永貞及びそれに関連する情報(古文書等)を紹介します。特に『松木新左衛門始末聞書』の信憑性を論じ、それに関連して内山七兵衛関係文書を提示します。その結果元禄年間に上野寛永寺根本中堂の造営に関わる諸問題を提示します。そこからこれまで広く知られていなかったところの、関孝和と内山七兵衛永貞及び松木新左衛門との一面を提示します。これらの結果『松木新左衛門始末聞書』の信憑性は確実なものになっただけでなく、新たに上野寛永寺根本中堂の造営という五代將軍綱吉政権の大事業に内山七兵衛永貞と関孝和も絡んでいたことが判明しました。

第 1 章 『松木新左衛門始末聞書』にある関孝和(関新助)

1. 『松木新左衛門始末聞書』の概要

『松木新左衛門始末聞書』(以下「聞書」と略記。松木家の分家である矢入家に伝存する文書に含まれる。)は元禄時代に駿府(現在: 静岡市)の豪商であった松木新左衛門(明暦元年(1655年)頃生～正徳五年(1715年)七月二十三日歿)の栄枯盛衰を記録した書き物です。この聞書は佐束紙 62 枚で、原文書写真復刻本で 126 頁です。全体は 62 項目の分かれて書かれ、その中に 3ヶ所で関新助の名前が出て来ています。その 62 項目はトピック的な記述になっています。記述順序も時代順ではありません。それは後代になって書かれたからです。この聞書の最末尾に「此書文つたなく、事の前後なる事、妄なりといへども、事実に害なし、依て本書のまま写し置ぬ。 干時寛政九丁巳卯月下旬 再写 維時 文化四 卯祀夷則上元」とあります。

寛政 9 年(1797 年)は、元禄 10 年(1697 年)から丁度 100 年後のことです。尚、この聞書を最初(昭和 2 年)に発掘した静岡市の郷土史家柘植清氏により「安永八年(1779 年)塗師屋平右衛門なる者に依って記述され……。」とあります。これは第 9 項目「大金を附込し事」に「前略……近所町内の子供は、……中略……、右小供と申が、今安永八年に九十歳の内外なり。……」と第 61 項目「遠国へ角力見物に行たる事」の冒頭に「一、我等が祖父塗師平右衛門と昼飯を喰て居たる所へ、新左衛門と河内屋長兵衛尻まくりして、菅笠を持て、角力見物に誘引するといふ。……以下略」このことから『松木新左衛門始末聞書』の筆者は新左衛門の友人で塗師平右衛門の孫にあたる人物が安永八年(1779 年)ころ記録したことが判明します。松木新左衛門は正徳五年(1715 年)ですから、65 年後に記録したことになります。それゆえか、この聞書の信憑性を問題にする人もいます。

しかし、安永八年現在でも 90 歳前後の老人として、松木新左衛門の本人を実見した人たちが現存していたのです。また、筆録者の祖父塗師平右衛門から詳しいことを聞いていたことも確かです。駿府町内は比較的狭く、しかも豪商松木家の栄枯盛衰は多くの者が知っていたはずで、松木新左衛門と塗師平右衛門とは付き合いの気安さから同世代の人と思われます。そうしますと筆録者はその孫であり、安永八年(1779 年)ころ、五十から六十歳になっていたと思います。新左衛門の姪お政が死去したのは元文六年(1741 年)のことで、38 年前のことです。筆録者にとって、松木新左衛門のことはそれほど遠い過去の出来事ではありません。筆録者は『聞書』を記録する際、多くの町人から聞き取り調査をしたと思われます。現在まで筆者が聞書及びその周辺を調査したところでは、多少の誇張や間違いはあったとしても、事実を記録したものと確信しています。

2. 『松木新左衛門始末聞書』にある関孝和(関新助)の箇所

(1) 「算者会合の事」(*第 13 番目の項目)

「一、日向国より算者来て新左衛門へ申様、大唐より渡りたる算本三巻の内、一冊損亡して此書海内に闕所す、今一兩人相手を尋て、新に考出して全部に調達し度願望にて遙々と是まで来るなりといふ、然るに新左衛門の朋友に、御代官の手代関戸条右衛門といふ算者有、三人同道して江戸へ行、今一人相手を取るべし、しかも宜き心当有といふ、関戸を初めて三人江戸へ同道し、御勘定方に関新助様という人は新左衛門知人にして、算者の聞えあれども其事は未だ談ぜず、行て語りたれば悦びける、則二人を引合て、四人合体して勘語す、新助様は病氣と称して籠居す、三人は珍味美食を忘れて肝胆を擡て四人勘書を毎度突合せ見て、いざ是にて宜しと四人手を打し日は、発端の日より百七十五日なり、其考へしは終日終夜也とぞ、時に新助様を師と崇め、流儀を関流と号して、拾遺共に二冊板行改彫しける、書林より関氏へ年々徳用貢べき約束して、面々

数冊を取持て、我国々へ退散すと承る。駿府に於て、宝暦、明和の頃迄残る算人は、悉く皆新左衛門が弟子也、駿府の者普く知る処也。割注：日向の算人の事、委しく聞ず」

(解説) 以上が「算者会合の事」の全文です。次の項目にも、関新助の名前があります。御代官の手代関戸条右衛門の情報について、『森俱康家文書(現：川根本町千頭)』享保2年酉正月の古文書に「享保貳年 御立山書上帳 酉正月 遠州榛原郡 千頭村 奥泉村、大間村」(*千頭御林の調査に役人の案内後、千頭村の名主・三七郎と組頭・加兵衛が作成提出した文書。活字本にしても11頁という非常に長文の古文書。)に「関戸条左衛門殿」及び「小林又左衛門様御手代関戸条左衛門殿」とあります。この古文書の途中に「右御立山ニ而、元禄五申年より同九年子迄、松木郷藏・紀伊国屋文左衛門、井川山御請負仕、同十一年寅より同十四年迄紀伊国屋文左衛門跡山御請負、御用木出申候有木如此深沢……後略」とあります。関戸条左衛門が井川及び千頭の御林を担当する代官手代であったことが判明します。

関戸条右衛門と関戸条左衛門と右と左の一字違いですが、関戸本人の発給文書ではないので、よくある誤りであり同一人物と言えます。おそらく、関戸条左衛門が正しいと思います。また、小林又左衛門は駿府代官として、正徳四年(1714年)八月～享保十一年(1726年)八月まで在任していた実在の人物です。(cf.『本川根町史・資料編』(本川根町, 昭和55年) pp.438-451) 駿府代官・小林又左衛門が実在する人物であり、その在任期間から関戸条左衛門の実在性と松木新左衛門との関係も判明します。

従って、「算者会合の事」に載っている、関新助、松木新左衛門、関戸条右(左)衛門の三人は実在の人物です。日向の算人だけは、割注にもあるように、不明なのです。

(2)「味方原開発損亡の事」(*第23番目の項目)

「一、遠州味方原(*三方原)の芝野を草創して、田畑数万石を開発せしめ、関新助様を奉行にして立身させ其身もゆくゆくは御代官にも経上り度との願望にて、開発にかかりし所に、土地の様子峨嶮峰多く、谷沢何れも大に深くして水懸り悪しく、遠き(*天竜川の)川上より水に乗んとすれども一向乗らず、是に於て龍渦車という踏車を拵て水を汲上させる積りにて、水元は新左衛門の入用にて田畑耕作を致させ十年無年貢の仰出しも、已が立身を急て、五年目より御身取りの貢上納すべしと相極て、龍渦車出来て踏で見るに、元来新左衛門が工夫を以て左廻して拵へさせたれば、自身踏ば一人にて事故なく軽く上れども、余人に踏すれば二人にても重く、殊に終日終夜は勤らう、又一から三人かけては、数からの龍渦車入用続かず、是迄年月を経て大金の入用無益の弊と成て数年の心苦も工夫も、皆水の泡となりはてて、大人ともいふべき新左衛門も匙を投捨て泣しと也」

以上が「味方原開発損亡の事」の全文です。

(註) 遠州味方原とは、浜松市北部三方原の広大な大地である。現在でも農業用水は引くことができず、畑地である。徳川家康が武田信玄に敗れ逃げのびた所として有名である。

(3)「日向新田開発 新左衛門死去の事」(第27項目)

「一、日向国に大なる原有て開発の願人なし、(関)新助様の取持に依て、……(中略)……あえなくも正徳五年未七月二十三日野辺の煙となりけり、…(後略)」

(4)その他参考になること

- ①松木家は甲州の出身で敵味方(武田と今川)の両方に鉄砲など武器を商売としていた。
- ②松木新左衛門の前半のころは長崎貿易で糸割符を受けた特権商人だった。
- ③松木家は駿府両替町で広大な敷地(惣小間数百十間=約198坪)と豪壮な建物を誇っていた。

④松木家他の豪商に友野(伴野)家、大黒家があった。友野家の分家の一人が箱根用水の元請け人友野与右衛門(重之)と思われる。

⑤「金儲の事」(*第7項目)で「一、元禄の末か、宝永の初の頃か、江戸御殿御修造の御材木を駿州千頭山の御林より伐出す其御入用請負、江戸紀伊国屋文左衛門といふ者と、松木新左衛門と兩人に仰付られ、御材木滞なく江戸へ著船し、御用相済て大金を儲じよし」

⑥「手跡のはれの事」(*第8項目)で「一、御材木の御用に付、御評定所へ召出され、訴状書様悪敷に依て、…中略…若年寄稲垣対馬守御覧有て、…後略」

⑦「潔齋禁酒の事」(第19項目)で「前略…酒は算勘の邪魔なりとて、江戸に於て算会の砌、四人言合断酒して後は手にもとらず、…後略」

⑧「弟(松木)郷藏急死の事」(*第35項目)で「郷藏事、山城国吉野山の銀山を願いて仰付を蒙て大に悦び、帰宅して居風呂に入り処、事なく桶の中にて脉上り、息絶て死し由、……後略」

⑨「新左衛門所持の算木の事」(*第59項目)で「一、不断取扱たる算木は、沈香、白檀、黒檀、花林、象牙、紫檀にて三百六十一本宛箱に入れて所持したる由、右の内黒檀と花林は弟子の敦賀屋甚兵衛に譲りたると承る。」

第2章 『松木新左衛門始末聞書』に記されている幕府老職、城代、駿府町奉行名および駿府代官名の調査

(※駿府町奉行所は現在の静岡市本庁舎の場所。駿府代官所は現在静岡駅近く割烹旅館・浮月楼の場所にあった。後徳川慶喜の隠居所として有名。)

『松木新左衛門始末聞書』に記載してある名のある武士達は、調査が可能であり、その経歴も判明します。その在任期間から記載されている内容との整合性も判断できます。

1. 第8項目「手跡のはれの事」にある若年寄・稲垣対馬守

(註) この稲垣対馬守とは、稲垣鳥羽家の稲垣重富のことで、延宝元年(1673年)生まれ。元禄12年(1699年)若年寄就任。元禄15年(1702年)上総大多喜城二万五千石転封。宝永6年(1709年)若年寄免。宝永7年(1710年)重富38歳卒。(※この年甲府宰相綱豊、將軍家宣就任。)原文「一、御木材の御用に付、御評定所へ召出され、……若年寄稲垣対馬守様御覧有て、……後略」。従って、この事は元禄12年～13年頃と推定される。それは元禄11年に上野寛永寺根本中堂が落成しているからです。

2. 第11項目「御老中御町宿之事」にある御老中・稲垣対馬守

(註) 若年寄を老中と間違えている。

3. 第29項目「新左衛門丁頭役の事」にある御奉行・水野小左衛門

(註) この水野小左衛門守美とは、寛文4年(1664年)生まれ。元禄12年(1699年)目付を務め、元禄15年吉良邸討ち入り赤穂浪士の処分に係わる。元禄16年(1703年)より正徳3年(1713年)まで駿府町奉行。正徳3年(1713年)勘定奉行。享保13年(1728年)65歳卒。原文「一、新左衛門死去跡。丁頭役は悴成長迄、組頭持と願ふ所に、元来由緒ある松木家故、御奉行水野小左衛門様……後略」新左衛門は正徳5年に死去しているので、2年ほど奉行がずれているが、水野小左衛門は実在の人物です。恐らく水野の後任町奉行であった深津八郎右衛門正国が正徳5年に病気で役を免ぜられ、次ぎに奉行村瀬伊左衛門房矩になり印象が薄かったかもしれない。

4. 第30項目「滅亡の事」にある御代官・永井孫四郎と御城代・板倉下野守

(1)御代官・永井孫四郎とは、永井孫次郎のこと。享保19年(1734年)9月朔日より寛保2年(1742年)まで駿府代官として在任。

(註) 原文「(松木新蔵が)享保一八年丑年江戸へ趣き、……其年九月十四日死去……」とあることの後の出来事であり、年代が丁度合います。

(2)御城代・板倉下野守(勝淳)とは、元文元年(1736年)から元文4年(1739年)9月2日まで駿府城代に在任し、病気で免ぜられる。

(註) 原文「お政は彼村に於て元文六年の頃病死なり、……」とある出来事の少し前の年であり、時代的に合います。

5. 第33項目「町年寄に成らんと威を諍ふ事」にある御奉行・三宅太兵衛

(註) 御奉行・三宅太兵衛とは、三宅太兵衛長利のことで、駿府町奉行として在任は承応元年(1652年)より明暦3年(1657年)までです。原文「慶安辰年御奉行三宅太兵衛様御著の節の事なり、……」と慶安辰年=承応元年(*9月18日改元)ですから、『聞書』の記述は正確です。

6. 第42項目「兄弟男五人の事」にある町奉行・松浦與次郎

(註) 町奉行・松浦與次郎とは、駿府町奉行・松浦與次郎信正で在勤は、元文二年(1737年)より元文5年(1740年)であった。原文「四男は與左衛門、是等は我等二十六歳迄、つき合し故能く存す。……中略……町奉行松浦與次郎様の與の字に障りて、次郎兵衛と申せし、……」とあります。

7. 第46項目「新蔵家名を改むる事」にある享保十五年町奉行・寛新太郎

(註) 町奉行・寛新太郎とは、寛新太郎正尹のことで、在任は享保15年(1730年)から享保17年(1732年)までです。従って、実在した人物というだけでなく享保十五年まで正確である。『聞書』の話者にとって記憶すべき年であったのであろう。

8. 第60項目「御抱相撲に勝たる事」にある稲垣対馬守

原文「前略……御用木の願ひを御取持し由、新左衛門平生旦那の様に申たるは稲垣対馬守様に有たる由、……後略」

(解説：まとめ) 以上のように、『聞書』に記載されている幕府老職、駿府城代、駿府町奉行、駿府代官は、すべて実在していた人物です。また、その在任期間と『聞書』掲載事項との整合性

もつきます。このことから理解できることは、『聞書』に記載されてることが若干の間違ひはあるものの、各事項に記載してあることは大筋として事実としてよいでしょう。

第3章 松木家および松木新左衛門についての文書

1. 矢入家文書

(1) 永禄四年(1561年)十一月二十八日「今川氏真 判物」 松木與三左衛門

* (初代) 松木與三左衛門宗義。元亀元年(1570年)十月六日歿。

(2) 永禄八年(1565年)七月三日「今川氏真 諸役免除判物」 松木與三左衛門

(3) 永禄九年(1566年)九月三日「小笠原(美作守)氏興 田地売渡証文 今川氏真花押」

松木與三左衛門尉

(4) 永禄九年(1566年)十月二十六日「朝比奈玄長 書状」 松木與三左衛門殿

* 朝比奈玄長、今川家被管朝比奈丹波守。

(5) 永禄十年(1567年)八月十八日「今川家朱印状」 松木與三左衛門との

(6) 永禄十一年(1568年)九月二日「今川家朱印状」 松木與三郎

* 松木與三郎は松木家の分家か。

(7) 元亀元年(1570年)十二月三日「武田家 諸役免許朱印状 土屋右衛門尉奉之」

松木與三衛門尉

* 第二代松木與三衛門宗清。文禄三年(1594年)三月十八日歿。

(8) 元亀元年(1570年)十二月三日「武田家 朱印状 土屋右衛門尉奉之」

松木與三衛門尉

(9) 天正二年(1574年)十一月晦日「武田家 朱印状 跡部大炊助奉之」

松木與三衛門尉

(10) 七月二十六日「穴山信君 商売役免許判物」 甲州御分国 諸役奉行

* 本状の冒頭「松木與三衛門尉……」とある。

(11) 三月三日「本庄忠政 書状」 江尻殿(穴山信君)

* 本状の中に「松木身上之儀……」とある。

(12) 五月二十一日「穴山信君 書状」 長閑齋(宛)

* 本状の冒頭「松木与左衛門人質之事先日早々御返之由祝着……」とある。

(13) 九月二十三日「穴山信君 書状」 松木與三衛門尉殿

(14) 天正八年(1580年)二月「佐野(越前守)泰光 折紙」 岩淵船頭衆へ

* 富士川渡船の依頼状。

◎ (15) 寛文十年(1670年)「岡野(長十郎)成恒 書状」 松木新左衛門殿

(註) 岡野長十郎成恒は駿府奉行(寛文七年より寛文十年まで)から甲府宰相綱重の家老になった人で、文中にも「甲府宰相殿」とある。本書状は訴訟に関する非常に長文なもので、松木新左衛門と甲府藩との繋がりを示す重要なものである。(16)と関連した文書である。『寛政重修諸家譜』によると「寛永四年十一月はじめて大猶院殿(家光)に拝謁し、…中略…寛文七年二月十四日駿府の町奉行に転じ、また三百俵を加えられる。寛文十年六月十日清揚院(徳川綱重)に附属せられ家老となり、彼館にして采地を賜ひ、甲斐国中郡、信濃国佐久郡のうちにをいて三千石を知行し、さきにたはふ食禄は男成旭にたはふ。十二月二十八日従五位下美作守に叙任し、のち致仕す。(延宝)五年十一月二十三日死す。年八十二。」また、太田南畝(甲府宰相殿御加増一話一言)には「寛文年中日帳写：寛文十年戊午六月十日 甲府宰相殿へ三千石づつ御加増にて岡野長十郎、戸田右衛門兩人被進候。」* 戸田右衛門氏豊は家光の側室永光院の弟。

尚、関連して第42項目「兄弟男五人の事」に記されている駿府町奉行松浦與次郎(信正)(駿府町奉行在任：元文二年～元文五年まで。大阪町奉行に転ずる。)も実在の人物。

(16) 延宝二年(1674年)三月三日「杉浦正照外二名連署状」 大久保甚兵様

* 松木新齋、同新左衛門と甲駿府商人との訴訟の件。杉浦外二名は勘定奉行。

(17) 延宝三年(1675年)四月二十四日「大久保忠昌書状」 松木新齋方

(18) 延宝三年(1675年)九月三十日「大久保忠昌書状」 松木新齋方 御返報

(註) 大久保甚兵衛忠昌は駿府町奉行として延宝元年(1673年)より元禄二年(1689年)まで17カ年も在任。

○ (19) (正徳二年(1712年)) 十二月三日「三宝院家司衆連署状」 松木江蔵殿

(註) 松木郷蔵宛の和州(大和国)吉野山(金峰山)の金山採掘を不許可の書状。(『松木新左衛門始末聞書』の「弟郷蔵急死の事」(第35項目)にある大和国吉野山を山城国吉野山と間違っている。また『聞書』に「銀山を願ひて仰付を蒙て大いに悦び、……」とあるが、事実是不許可であった。)また、三宝院とは京都・醍醐寺・三宝院のことで、吉野山についての権限を持っていた。「三宝院門跡花供入峰(はなく・にゅうぶ)」は有名で京都の醍醐寺・三宝院門跡が修験者

約300人を従え、大峰山にハスの花を供える儀式。2009年6月7日～8日奈良県吉野郡天川村の龍泉寺（真言宗醍醐寺派大本山）で行われた。この文書の存在は、『松木新左衛門始末聞書』の内容についての信頼性を高める非常に重要な文書です。

「 覚

和州吉野郡之内。かな山御不らせ被遊候儀御障無之候哉與。近年度々御尋有之候處。此儀御用捨被遊候様ニと御断被仰入候。其譯ハ吉野郡一郡ハ遠近にかきらす大峯谷山之麓ニ而候由。然ハ金峯山之黄金掘出候儀。冥慮ニ不ニ二相叶一事與上古より申傳候。第一大峯山ハ天下御安全之御祈禱所にて候。其麓堀穿儀。弥以冥慮難計思召御断被仰入候。然ニ當時御用銅御不足之様子委細當門に被仰入候。然ル上ハ何とそ御用相調候様に与思召候得共。右段々御断被仰入通之御差問。今以苦しか流間鋪（舗）との御了簡難被成候。然とも御用相關候段。大切之儀ニ思召候。此上之儀ハ難及凡慮思召候間。今度被願上候紫茵村之儀。来巳ノ五月花供峯修行之砌。大峯小篠於御祈禱所。窺神點候ニ。當山諸先達中に可被仰付候。勿論大峯山ハ當本兩山之行所ニ而候得共。當門思召寄ハ右之一通りニ而候。以上。

この文書の末尾は、

「 辰 十二月三日

三宝院御門跡内

安江頼母 （黒印）

北村将監 （黒印）

平井治部卿 （黒印）

松木江蔵殿 」

（註）比較のために『松木新左衛門始末聞書』の「弟郷蔵急死の事」（第35項目）の全文を記す。

「一、郷蔵事、山城国吉野山の銀山を願ひて仰付を蒙て大に悦び、帰宅して据風呂に入し處、何事なく桶の中にて脉上り、息絶て死し由、淫酒に耽り、不快にて居たる所のよし。此銀山に取かからば大なる金儲なるべきに、不幸にして死せし事、寔に残念なりと人々申せし由、此郷蔵の死は、新左衛門の死より先也、死後に子供を駿河へ引取て、新左衛門の養子となす。」

（解説）このように『聞書』はいくつもの間違いがあります。吉野山の銀山の開発は不許可であったが、『聞書』では許可され大いに悦んだとある。事実は反対です。むしろ不許可に絶望して淫酒に耽り不快であったところ風呂に入り死去したと思われます。ただし、非常に重要なことは、この『三宝院家司衆連署』が存在することです。たとえ不許可にしても京都の醍醐寺三宝院より正式文書が出されたことです。しかも分家の矢入家に大切に残されていたことです。『聞書』だけの文では事実無根の大法螺話であったかもしれませんが、『三宝院家司衆連署』の存在によって、『聞書』の信憑性は高くなったと思われます。

2. 友野文書

(1) 永禄十年（1567年）十一月五日「今川家老臣連署証文」友野次郎兵衛とのへ、松木與三左衛門とのへ、他国商人中。

(2) 天正三年（1575年）十月十一日「松木宗清外十一人連署状」

(3) 九月晦日「穴山信君判物 定 半手商売の事」松木與三左衛門殿外九人（宛） (4) 元和九年（1623年）八月二十九日「松井（備前守）政良 書状」松木新左衛門殿外三人。

（註）松井政良は駿河大納言忠長の家臣。忠長が駿河・遠江・甲斐で55万石を領有したのは寛永元年（1624年）から寛永八年（1631年）までの8カ年です。関孝和と内山七兵衛永貞の祖父内山吉明と父親内山永明は駿河大納言の家臣であったことに注意しよう。この間に松木家・友野家と内山家との交流があっても不思議はない。もともと駿河大納言時代の松木家と内山家の交流が、新左衛門と内山七兵衛永貞・関孝和の兄弟の關係に繋がったと見るべきでしょう。

3. 望月平巳家文書

(1) 元禄九年（1696年）「(大寸又)了無(惣兵衛)先祖書 子年改之 宗兵衛ニ渡ス」で「一、元禄五年（1692年）申年御用木紀伊国屋文左衛門松木江蔵と……」

4. 海野久弥家文書（*井川の家野本家。井川の殿様）

(1) 元禄十年（1697年）丑十二月「御用木山閉山以前に諸木取置きお科の詫頼入につき七ヶ村庄屋等候事」で「一、紀伊国屋文左衛門・松木屋郷蔵殿、……」

5. 松木新左衛門關係文書

(1) 「延宝六年（1678年）長崎貨物増銀割渡申候帳面之次第」に「一、高 二十五貫六貫余

松木新左衛門。他に友野與左衛門外」*「糸割賦」のことで松木新左衛門は、岡崎清兵衛と共に長崎へ行き旅費や長崎札宿老小遣等として銀二十貫四百九十一匁余を貰っている。但し、貞享元年（1684 年）貨物仕法改正によって停止する。これ以降、さらに駿府の豪商は衰微する。註：中田易直『近世対外関係史の研究』（吉川弘文館、昭和 59 年）本書には松木新左衛門のことが多数取り上げられている。『松木新左衛門始末聞書』も重要な文書として多数引用されている。松木は糸割賦を通して長崎と商売の関係があり、松木新左衛門自身が長崎を訪れていることは非常に重要なこと。

(2)「延宝八年（1680 年）将軍（綱吉）御代替御祝儀献上」「押掛拾懸献上 貨物割本 両替町（松木）新左衛門、外（友野）與三衛門など二人。」*押掛（おもかけ）とは、馬の頭から轡にかける飾り紐のこと。

6. 松木新左衛門自筆文書（松木正家文書）

(1)元禄三年未（1690 年）四月十六日 駿府両替町 新左衛門（印）「売り渡し申山屋敷之事」手越村 庄太郎殿 「延宝元年丑（1673 年）十一月十七日手越村角兵衛方より買取申候山屋敷…」

第 4 章 内山七兵衛（永貞）関係文書

1. 秋山英雄家文書

(1)元禄九年子（1696 年）ノ四月 内山七兵衛様「(御林史料) 差上一札之事」で「当村御林之儀従先年拙者共御林守役被仰付候……中泉町代官御陣屋迄御注進……」駿州安倍郡梅ヶ島村庄屋佐五平、外八人。

(*中泉代官所は、現在の J R 磐田駅南側にあった。中泉代官の支配石高・支配地は年代によって異なり、五万石以上で、おおよそ磐田郡（豊田郡）・周智郡の一部・小笠郡の一部・駿河の一部・信州の一部を中心とした遠州の幕府領を総括支配していた。)

2. 海野忠良家文書(*静岡市井川)

(1)元禄九年子（1696 年）九月 内山七兵衛様「中野村惣太郎鉄砲所持につき請書」「鉄砲持主惣太郎外六人」

(2)元禄九年子（1696 年）十一月 内山七兵衛（黒印）「駿州安倍郡中野村子御年貢割付之事」庄屋惣百姓（宛）。

(3)元禄十年丑（1697 年）二月「前欠（*内容：年貢の割付）」内山七兵衛手代岡村秋右エ門（黒印）。

3. 森竹兼太郎家文書（*静岡市井川）

(1)元禄九年子（1696 年）四月 内山七兵衛様「代官替り目につき御林守役請書草案」で「当村御林之儀、…中泉町御陣屋まで御注進可申上候、…」駿河国安倍郡井川之内。

(2)元禄九年子（1696 年）七月 内山七兵衛（御印）「御触留 覚 廻状 丸子段々 内山七兵衛」「吹直金銀段々出来寄候間、……」松平美濃守外四名老中連署。

(3)元禄九年（1696 年）十二月 内山七兵衛（印）「井川の内上田村子ノ年貢割付状」庄屋惣百姓中

(4)元禄十年（1697 年）二月 内山七兵衛手代岡村秋右衛門（印）「井川の内上田村年貢皆済状」右村庄屋 惣百姓中

(5)元禄十年丑（1697 年）六月 内山七兵衛（印）「(御触請状 前断簡)」で「如此書付出候間可得其意候村下へ致印判早々相返シ留村より便次第丸子役所へ可被相返候以上」 六月十九日 戸塚驒右衛門（印）青木伴右衛門（印）

(6)元禄十年丑（1697 年）七月 内山七兵衛 「金銀吹直しのお触につき大寸又百姓等請書草案」

(7)元禄十年丑（1697 年）十一月 内山七兵衛様「御用木山入山禁止につき重ねての請書 控え」「口上書」で「井川山内ニ而紀伊国屋文左衛門御用木……」「一、去ル子極月二十五日松木郷蔵より御用木……」

4. 海野久弥家文書（*静岡市井川）

(1)元禄十一年寅（1698 年）五月 内（山）七兵衛（印）「代官内山七兵衛達書写」で「今度紀伊国屋文左衛門御材木山でシ御請書負ニ付、……」

(*海野久弥家は、井川の殿様と言われた海野総本家である。海野家は名字帯刀を許された郷士であった。)

5. 山本進家文書（＊菊川市加茂）

- (1) 元禄九年（1696年）八月 内山七兵衛「内山七兵衛様御証文、諸役半役のこと」庄屋中（宛）
（＊加茂神社領としての半役証文。）

6. 遠江国吉岡邑風土記書上帳（天明四年申）（＊掛川市吉岡）

- (1) 「元禄十年丑（1697年）壺ヶ年 内山七兵衛様 御支配」「右元禄十年丑年御検地 御奉行 大草太郎左衛門様」 （＊大草太郎左衛門は在地の代官として著名。）

7. 磐田市所蔵文書

- (1) 遠州豊田郡中泉町御年貢割付事

元禄九年（1696年）十一月 内山七兵衛
庄屋 惣百姓 書状1通

- (2) 遠州豊田町中泉町丑年御年貢割付

元禄十年（1697年）十一月 内山七兵衛
中泉村庄屋 惣百姓 書状1通

8. 磐田市下岡田 下岡田自治会所蔵文書

- (1) 元禄十年（1697年）十一月 下岡田村 年貢割付状

元禄十年（1697年）十一月 内山七兵衛（印）
右村庄屋・惣百姓

9. 磐田市中泉 秋鹿（あいか）成文氏所蔵文書

元禄六年十一月 元禄六年分の年貢勘定目録

内山七兵衛（印）（＊12名署名中、右より2人目）
秋鹿長兵衛殿

（註）秋鹿氏は中世中泉の地頭で江戸時代は徳川家康の家家来、遠江国府八幡宮の神職。秋鹿氏の邸宅はＪＲ磐田市北西にあり広大であった。遠江国府八幡宮はＪＲ磐田駅より３００㍔北側に現存する。

10. 伊藤英明氏所蔵文書（＊静岡県磐田郡豊田町気子嶋、現磐田市）

- (1) 遠州豊田郡気子嶋村 子御年貢割付

元禄九年子十一月 内山七兵衛（印）
庄屋 惣百姓

- (2) 遠州豊田郡気子嶋村 丑御年貢割付

元禄十年丑十一月 内山七兵衛
右庄屋 惣百姓

11. 大橋正隆氏所蔵文書（＊静岡県磐田郡豊田町池田、現磐田市）

- (1) 遠州豊田郡池田村 子御年貢割付

元禄九年子十一月 内山七兵衛（印）
庄屋 惣百姓

12. 愛知県田原市博物館蔵・田原藩日誌

- (1) 掛塚湊にて御用木を積んだ二十五艘が次つぎに出帆し、その内二艘が難破

「丑ノ三月廿六日（元禄十年三月二十六日）

内山七兵衛内 青木津右衛門（印判）」

「元禄十年丑ノ三月 内山七兵衛様内 青木津右衛門殿」

- (2) 掛塚中宿清左衛門船が三州赤羽村へ漂着

（元禄十年）四月廿二日 内山七兵衛様 御手代衆中

（＊田原藩日誌 元禄十年四月廿二～廿四日条）

13. 鈴木恒次家文書（＊天竜市、現浜松市天竜区）

- (1) 差上申一札之事（国絵図御改 正保二年）

元禄十年丑六月 内山七兵衛 様

14. 溝口幸保氏所蔵文書（＊天竜市小川、現浜松市天竜区）

- (1) 貞享3年遠江国周智郡小川村 新畑寅之改検地帳

元禄九年子八月 内山七兵衛手代 内田条左衛 (印)
依田 理助 (印)

1 5. 田代家文書 (* 天竜市鹿嶋、現浜松市天竜区鹿嶋)

(註: 田代家は北鹿島村名主。天龍川渡船場の船越頭。天竜川筏の受け継ぎ問屋)

(1) 元禄十年八月 「十三ヶ村より一之宮修復用樽木筏乗下げ賃金の増額願」

元禄十年丑八月 内山七兵衛 様

十三名連署

(2) 元禄十年九月 「樽木の送り状流失につき役村庄屋の届書」

元禄十年丑九月

(3) 元禄十年十一月

「鹿島村庄屋より上嶋村甚兵衛筏取り次ぎ停止についての訴状」

元禄十年丑十一月 内山七兵衛 御代官所

鹿島村庄屋 七郎左衛門

同所 庄屋 吉太夫

青山下野守様御内 御役人中様

(4) 元禄十年十月 「十分一請負入札御触写」

元禄拾年 丑; 十月十二日

内山七兵衛 (永貞)

飯田、山梨町、森町、二又町、西鹿島村、笠井町、池田村

※ (5) 元禄十年十一月 紀伊国屋文左衛門より請負う曳船手形

「駿州井川山御用木杣日用飯米、……」

元禄十年丑十一月十九日

紀伊国屋文左衛門殿

遠州鹿嶋 請負人 朝七

證人 七郎左衛門

遠州鹿嶋 請負人 勘七

證人 平七

右二艘證人 七郎左衛門

(6) 元禄十年六月 北鹿嶋村より国絵図改めに際し代官へ提出の一札控

「差上申一札之事」

元禄十年丑六月

遠州豊田郡北鹿嶋村

庄屋 七郎左衛門

組頭

内山七兵衛殿

(7) 元禄十一年七月 寒造酒運上金請取状

「請取候金子之事 合金六兩壹分 銀匁也……」

元禄十一年寅七月

内山七兵衛手代

依田理助 (印)

北鹿嶋村 七郎左衛門殿

(8) 元禄十一年三月 西鹿嶋・佐崎野・瀬崎三ヶ村村入用小割帳

「元禄拾壹年

去丑之年約米割帳

寅三月

西鹿嶋村 (縦帳)

佐崎野村

瀬崎村

(中略)

西鹿嶋村

瀬崎村

佐崎野村

庄屋 吉太夫 (印)

内山七兵衛様 」

1 6. 平山三枝庵所蔵文書 (* 静岡市葵区平山)

(1) 元禄拾年丑ノ二月 駿州龍爪山丑年山札相改山手米錢員数帳

(註) 龍爪山へ入り仕事をする百姓を制限するために各代官所支配の村に指定された札数と

米銭員数米を記した。馬を運搬用に入れた場合を「馬札」といい、人のみ入山した場合「歩数」という。各代官・各村および馬札と歩札ごと57代官・村に分けて記している。内山七兵衛以外の代官名は、近山勝之丞が25項目と断然多い。他に大久保玄蕃守、松平下野守、青山信濃守など大名や旗本領の知行所もある。このことから、龍爪山に入り山仕事をした現在の静岡市の状況が判明する。下記のように内山七兵衛の支配地は遠州地域だけでなく、駿州にあったことも分かる。有度郡池田村、有度郡一色村とは現在の静岡市駿河区池田および一色で、静岡県営草薙総合運動場の南側近く。文書の末尾に各村々を代表して北沼上村、長尾村、平山村の名主・組頭が署名し、近山勝之丞へ提出している。近山勝之丞は駿府代官。日付は元禄拾年丑ノ二月。

- ①第5番目 内山七兵衛様御代官所 駿州有度郡池田村
馬札四枚 此銭六百四拾八文 但壹枚ニ付百六拾文宛
- ②第12番目 内山七兵衛様御代官所 駿州有度郡一色村
馬札六枚 此銭壹貫貳百文 但壹枚ニ付貳百文宛
- ③第25番目 内山七兵衛様御代官所 駿州有度郡池田村
歩札拾四枚 此銭壹貫百三拾六文 但壹枚七拾八文宛
- ④第34番目 内山七兵衛様御代官所 駿州有度郡一色村
歩札六枚 此銭六百文 但壹枚ニ付百文宛

17. 磐田市教育委員会所蔵文書「見付宿問屋諸用留」

(註)「歴代見付宿支配代官書上」として歴代中泉代官の氏名と就任年月が記されている。内山七兵衛は第13代の代官。「内山七兵衛様 元禄九子年四月同断」と記されている。

18. 瀧浪善一氏旧蔵文書(静岡市)

(1)延宝四年(1678年)御代官順附之覚(註:この文書は安倍(井川)支配の代官)

文書の表紙「延宝四年辰年より 御代官順附之覚 大村左京」

(前略)

遠州中和泉御役所

一、丸子御役所笹金山之節ニ有之候

近山六左衛門様 金山ニ吉田助蔵役所有之候

亥ノ年より未ノ年迄九年

一、丸子にも役所有佐市右エ門殿七ヶ村名主つとめ申候

美濃部五右衛門様

申ノ年より亥ノ年迄四年

一、内山七兵衛様

子より丑迄二年紀伊国屋文左衛門代田代名主方江参り色々申候、来寅ノ年よ

り御用木取申候

札相立申候

一、外山五郎右衛門様

寅より辰年迄3年此年より段々御訴詔外山小作様と名かわり申候、江戸江十二月廿八日ニ田代出立同廿九日ニ横田増太夫所ニ泊り御訴詔相叶、来正月七日ニ田代迄名主太郎右衛門

江戸紀伊国屋文左衛門

六太夫

井川七ヶ村御用木取

彦兵衛

出し申候、ひの丸を立

(以下略)

19. 柴田嘉助氏所蔵文書(*春野町気田)

元禄十一年八月 気田組造酒運上金請取証文

「前略

元禄十一年寅八月

内山七兵衛手代(永貞、中泉代官)

依田理助(印)

気田組大庄屋 十太夫殿」

最終章 まとめ

内山家と松木家の関係が成立したのは、おそらく駿河大納言忠長が駿府で五十五万石を支配していたころと思われます。内山七兵衛永貞と関孝和の祖父と父(永明)は、駿河大納言の家臣で

あったからです。忠長が駿河国と遠江国の一部（掛川領）及び甲斐国の五十五万石の太守になったのは寛永元年（1624年）七月～寛永八年（1631年）五月までです。この頃の松木家は、新左衛門が生まれる前のことです。しかし、駿府の豪商として著名であった松木家と忠長の家臣とが無関係であったという方が難しでしょう。

尚、インターネット・サイト「オイラー研究所」(<http://leonhardeuler.web.fc2.com/>)の研究員ブログへ『松木新左衛門始末聞書』及び松木家・友野家、並びに内山七兵衛永貞について、更に詳しく調査検討しています。御覧頂ければ幸いです。

文 献

- (1)『松木新左衛門始末聞書 全 静岡市矢入家文書』（駿河古文書会原典シリーズ(2)、駿河古文書会編、1973年)
- (2)『駿府豪商 松木新左衛門』（孔版自家板、柘植清著、1927年)
- (3)『由井正雪実記・松木新左衛門始末聞書』（東海文庫(5)、静岡郷土研究会、1928年)
- (4)『静岡市史余録』（柘植清著、1932年初版)
- (5)『静岡市史：近世編・通史』（静岡市役所、1979年)
- (6)『静岡市史：近世資料編一』（静岡市役所、1974年)
- (7)『静岡市史：近世資料編二』（静岡市役所、1975年)
- (8)『静岡市史：近世資料編三』（静岡市役所、1976年)
- (9)『静岡市史：近世資料編四』（静岡市役所、1977年)
- (10)『静岡市史：古代中世史料』（静岡市役所、1978年)
- (11)『静岡県史料』（第三輯）（静岡県、昭和9年3月25日初版）
- (12)『静岡県史、資料編9、近世一』（静岡県、平成4年）
- (13)『資料編年 井川村史 第二巻』（宮本勉編著、名著出版、1975年）
- (14)『駿河の古文書』（駿河古文書編、1981年）
- (15)『掛川市史資料編近世編（二）』（掛川市教育委員会、1982年）
- (16)『菊川町郷土資料目録』（菊川町教育委員会、）
- (17)『徳川実記 第六編』（黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館、1981年）
- (18)『東京市史稿 市街編 第十二』（東京市、1931年）
- (19)『上野寛永寺』（須賀一著、国書刊行会、1990年）
- (20)『近世対外関係史の研究』（中田易直著、吉川弘文館、1984年）
- (21)『関孝和と内山家譜考』（村本喜代作著、私家版、昭和38年）
- (22)『中泉代官』（磐田市誌シリーズ、昭和56年）
- (23)『静岡の数学1』（楽しく分かる算数数学の会、1982年）
- (24)『磐田市誌資料目録』第一集（磐田市、昭和50年）
- (25)『磐田市史：史料編2、近世』（磐田市、平成3年）
- (26)『磐田市史：史料編4、近世追補（1）』（磐田市、平成7年）
- (27)『豊田町誌：資料集、近世編（Ⅱ）』（豊田町、平成3年）
- (28)『豊田町誌：資料集、近世編（Ⅲ）』（豊田町、平成6年）
- (29)『竜洋町史：史料編1』（磐田市、平成19年）再録
- (30)『天竜市史：史料編二』（天竜市、昭和50年）
- (31)『天竜市史：史料編四』（天竜市、昭和52年）
- (32)『天竜市史：続史料編1』（天竜市、平成11年）田代家文書（一）～（六）
- (33)『春野町史：資料編二、近世』（春野町、1991年）
- (34)『本川根町史：資料編』（本川根町、昭和55年）
- (35)『本川根町史：資料編2、近世編（一）』（本川根町、平成12年）
- (36)『本川根町史：資料編3、近世編（二）』（本川根町、平成12年）
- (37)『龍南の古文書』（奥山賢山著、私家版、昭和62年）